

酪農学園大学学術研究コレクション CLOVER（リポジトリ）管理運用規程

2019年6月4日

規程 2019-5号

2019年10月3日

改正規程 2019-15号

（目的）

第1条 この規程は、酪農学園大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、酪農学園大学（以下「本学」という）において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するための Web システムをいう。

2 酪農学園大学リポジトリの名称は「酪農学園大学学術研究コレクション CLOVER」とする。

（管理運用）

第3条 リポジトリの管理運用は、図書館長の下、附属図書館において行うものとする。

2 附属図書館はリポジトリの管理運用を学外の業者へ委託することができる。

（登録者）

第4条 リポジトリに教育・研究成果を登録する者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍中に教育・研究成果を作成した教職員（非常勤を含む）
- (2) 本学に在籍中に教育・研究成果を作成した大学院生
- (3) 酪農学園大学紀要においては、「酪農学園大学紀要投稿規程」に定められた者
- (4) その他、図書館長がリポジトリの趣旨に合致すると認めた者

（登録対象）

第5条 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的価値を有する教育・研究成果ないしは公開可能な成果で、電子的フォーマットで作成され、次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。

- ① 学術雑誌論文
- ② 紀要論文
- ③ 図書
- ④ 一般雑誌記事
- ⑤ 学位論文（博士論文）
- ⑥ 学位論文（修士論文）
- ⑦ 学会・会議資料
- ⑧ 研究調査報告書
- ⑨ その他

(2) 原則として、内外の学術機関や出版元により公表されたものであること。

(3) 登録資格者が作成に関与した教育・研究成果等であること。

(4) 公開するにあたり、社会通念上問題がなく、法令上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6条 リポジトリへの登録は、教員総覧等の公開された実績に基づき、附属図書館においてリポジトリ上の公開許諾取得と登録手続を行う。

2 第1項の手続きのほかにリポジトリへ教育・研究成果の登録を希望する者は、別紙様式とともに、教育・研究成果を附属図書館へ提出するものとする。ただし、リポジトリへの登録を前提とする本学発行の紀要に掲載された論文及び博士論文についてはこの限りではない。

3 博士論文の登録は酪農学園大学学位規程に従う。

(成果の利用許諾等)

第7条 著作権が登録者にある場合は、前条第2項の登録手続をもって、著作権の一部（複製権及び公衆送信権）の行使を本学に許諾したものとみなす。

2 前条第2項の登録手続において、著作権が登録者を含む複数の者及び団体等に帰属している場合には、登録者はあらかじめ関係するすべての著作権者の許諾を得ておかなければならない。

(成果の保存と公開)

第8条 図書館長は、登録者から提供された成果について、公開すると判断した場合には、リポジトリに恒久的に保存し、無償で公開する。

(成果の利用)

第9条 ネットワークを通じて、リポジトリに登録された成果を利用する者は、著作権法に

規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(成果の削除)

第10条 図書館長は、次のいずれかに該当する場合、リポジトリに登録された成果を削除できるものとする。

(1) 登録された成果の登録資格者又は著作権者から削除の申し出があり、図書館長がこれを承認した場合

(2) 図書館長が公開を不適當であると判断し、図書館委員会で削除を決定した場合

(免責事項)

第11条 登録された成果の内容に関する責任はその成果の登録資格者又は著作権者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された成果の利用によって生じたいかなる不利益や損害に対しても、一切の責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、図書館委員会の審議の後、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2019年6月4日規程 2019-5号)

この規程は、2019年6月4日から施行する。

附 則 (2019年10月3日改正規程 2019-15号)

この規程は、2019年10月3日から施行する。